

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則

平成14年12月20日経済産業・環境省令第7号

改正法令

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則及び使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

令和6年3月21日経済産業・環境省令第2号

令和6年4月1日 施行

【旧】

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則

〔平成十四年十二月二十日号外
経済産業省、環境省令第七号〕

：
《略》
：

（引取業者の標識の掲示）

- 第四十九条 法第五十条の規定により引取業者が掲・・・《略》・・・
- 2 法第五十条の主務省令で定める事項は、次のと・・・《略》・・・
- 一 引取業者の氏名又は名称
 - 二 引取業者の登録番号

：
《略》
：

（準用）

- 第五十四条 法第五十九条において準用する法第五・・・《略》・・・
- 一 フロン類回収業者の氏名又は名称
 - 二 回収しようとするフロン類の種類
 - 三 フロン類回収業者の登録番号

【新】

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則

〔平成十四年十二月二十日号外
経済産業省、環境省令第七号〕

：
《略》
：

（引取業者の標識の掲示）

- 第四十九条 法第五十条の規定により引取業者が掲・・・《略》・・・
- 2 法第五十条の主務省令で定める事項は、次のと・・・《略》・・・
- 一 引取業者の氏名又は名称
 - 二 引取業者の登録番号
- 3 法第五十条の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- 一 常時雇用する従業員の数が五人以下である場合
 - 二 自ら管理するウェブサイトを有していない場合

：
《略》
：

（準用）

- 第五十四条 法第五十九条において準用する法第五・・・《略》・・・
- 一 フロン類回収業者の氏名又は名称
 - 二 回収しようとするフロン類の種類
 - 三 フロン類回収業者の登録番号
- 3 法第五十九条において準用する法第五十条の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

【旧】

：
《略》
：

(解体業者の標識の掲示)

第五十九条 法第六十五条の規定により解体業者が・・・《略》・・・

2 法第六十五条の主務省令で定める事項は、次の・・・《略》・・・

- 一 解体業者の氏名又は名称
- 二 解体業者の許可番号

：
《略》
：

(準用)

第六十五条 法第七十二条において準用する法第六・・・《略》・・・

- 一 破砕業者の氏名又は名称
- 二 事業の範囲
- 三 破砕業者の許可番号

：

【新】

- 一 常時雇用する従業員の数が五人以下である場合
- 二 自ら管理するウェブサイト有していない場合

：
《略》
：

(解体業者の標識の掲示)

第五十九条 法第六十五条の規定により解体業者が・・・《略》・・・

2 法第六十五条の主務省令で定める事項は、次の・・・《略》・・・

- 一 解体業者の氏名又は名称
- 二 解体業者の許可番号

3 法第六十五条の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 常時雇用する従業員の数が五人以下である場合
- 二 自ら管理するウェブサイト有していない場合

：
《略》
：

(準用)

第六十五条 法第七十二条において準用する法第六・・・《略》・・・

- 一 破砕業者の氏名又は名称
- 二 事業の範囲
- 三 破砕業者の許可番号

3 法第七十二条において準用する法第六十五条の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 常時雇用する従業員の数が五人以下である場合
- 二 自ら管理するウェブサイト有していない場合

：

【旧】

《略》

：

(情報通信の技術を利用する方法)

第八十一条 法第八十条第二項の主務省令で定める・・・《略》・・・

- 一 電子情報処理組織(引取業者の使用に係る電・・・《略》・・・
- イ 引取業者の使用に係る電子計算機と使用済・・・《略》・・・
- ロ 引取業者の使用に係る電子計算機に備えら・・・《略》・・・

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、使用済自動車の引取・・・《略》・・・

【新】

《略》

：

(情報通信の技術を利用する方法)

第八十一条 法第八十条第二項の主務省令で定める・・・《略》・・・

- 一 電子情報処理組織(引取業者の使用に係る電・・・《略》・・・
- イ 引取業者の使用に係る電子計算機と使用済・・・《略》・・・
- ロ 引取業者の使用に係る電子計算機に備えら・・・《略》・・・

二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、使用済自動車の引取・・・《略》・・・